

善監委告示第5号

平成30年11月9日付け善監委第43号で提出した平成30年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成30年12月7日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

平成30年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【消防本部指摘事項】

① エレベータ委託契約書について

本委託契約書は、3年間の長期委託契約であるが、条項の中に20年間の契約に限る保証の文言を規定している。この規定は、長期継続契約として不適切なので、次の契約時においては、この文言を削る等を検討されたい。

② 土地の賃貸借契約について

法人相手の土地の賃貸借契約書について、代表者氏名の記名がない契約書がある。

このことは、契約書として不備になるので、今後、契約更新をする場合においては、訂正されたい。

【検討結果】

- ① 次回契約更新時に、20年間の契約に限る保証の文言を削除することとする。
- ② 次回契約更新時に、代表者氏名の記入することとする。

【教育総務課指摘事項】

① 学童保育の設置小学校名、実施場所等の告示について

現在、学童保育について、中央小学校及び竜川小学校以外は、各校区の幼稚園を使用している。平成32年度から開始する学童保育について、条例等で実施場所等を規定し、告示することが必要である。

なお、この事案は、県内の他7市では、既に実施されている。

今後、市民に対して、校区別の学童保育に係る実施場所等について、告示されたい。

② 園児数の減少に伴う施策について

本市においては、昭和の合併後に8幼稚園を設置し、現在に至っているが、園児数が10人に満たない幼稚園がある一方で、170人を超える幼稚園が見られる。

近年、社会全体で園児の数が減少する中、将来的には経営面から幼稚園の設置の検討も考えられる。

一方、未合併の坂出市においては、幼稚園の再配置がなされている。

今後、本市においても、公立幼稚園のあり方等について整理した上で、新たな幼稚園施策について、展開を図るよう検討されたい。

③ 土地の賃貸借契約の自動更新について

このことは、地方自治法第 232 条の 3 で、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしてしなければならない。」と規定されており、自動更新条項を定めることができないことになっている。

早急に、相手方と協議し、新たな契約を締結されたい。

④ 生活支援員（非常勤職員）の任用期間について

現在、小学校、幼稚園等には、一部の園児等の学校生活を支援するため、市派遣の非常勤職員である生活支援員が、70 名程従事している。

このことにより、支援を受けている園児等は、学校生活をよりスムーズに送られている。

しかしながら、同生活支援員の任用期間は、「善通寺市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例施行規則」により、教職員免許法による免許を取得していない職員は、3 年を超えることができないとなっており、この一部の職員は、今年度末に 3 年を経過する。

今後、支援している園児等が慣れた生活支援員ではなく、新たな生活支援員になることによって、馴染めない場合が発生する懸念があるので、同条例施行規則の改正等について、関係部署と協議されたい。

【検討結果】

- ① 保育に係る実施場所等については、今後、条例改正を行う中で、設置場所を規定するようになりたい。
- ② 本市の教育課題について、市民の意見と専門的な見識を反映させた検討を行うため、善通寺市教育課題検討委員会を本年 11 月設置したところである。
公立幼稚園のあり方等についても、今後、同委員会で検討していくことにしている。
- ③ 長期継続契約書に自動更新条項の入っているものについては、賃料等の見直しも含めて次回契約更新時に相手方と協議し改めて契約を締結する。
- ④ 小学校、幼稚園等における、本市の非常勤職員である生活支援員の任用期間については、人事担当部局とも相談しながら、規則改正も視野に入れて検討していく。

【生涯学習課指摘事項】

登録有形文化財の修繕等に係る周知について

本市には、文化庁の登録有形文化財は40件登録されているが、現在、その一部の建物において、外壁工事が進められている。

この場合において、登録有形文化財の国庫補助要項により、補助金対象となる可能性があり、市教育委員会及び県教育委員会を通して文化庁へ、補助金申請を進達することになっている。

なお、同事案について、補助金対象となるのかの是非は別として、今後、災害等による登録有形文化財の修繕が発生する懸念があり、所有者等への周知徹底をするよう検討されたい。

【検討結果】

地域の歴史的景観を活かしたまちづくりのために、登録有形文化財建造物を保存修理する場合の設計監理費の一部を及び外観・内装（公開部分）を美しく保ち、観光資源として活用を計るための美装化事業が補助となる場合があるため、この制度については最新の資料をもとに所有者等への周知を行うよう検討する。

【市民会館指摘事項】

① 行政財産の目的外貸付について

2団体に対する行政財産の目的外貸付について、貸付契約書の締結をしていない事案がある。この行為は、地方自治法及び善通寺市公有財産規則に照らすと不適切であるので、早急に、改善されたい。

② 物品の貸借契約について

盆栽に係る貸借契約について、個人事業者の印鑑がなく、屋号を押印している契約書がある。今後、契約を更新する場合においては、訂正されたい。

【検討結果】

- ① 2団体に対する貸付については、地方自治法の規定どおり、行政財産の目的外使用許可処分を行うことで対応する。
- ② 契約書の締結にあたり、個人事業者に対しては、個人印を押印するよう依頼する。